

許可番号 3200032813

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島市佐伯区五日市町大字保井田350番の6

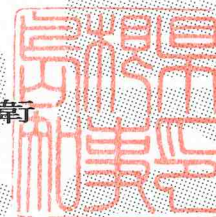
名称 山陽工管株式会社

代表取締役 大前 慶幸

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

島根県知事 溝口 善兵衛



許可の年月日 平成29年3月10日

許可の有効期限 平成36年3月3日

1. 事業の範囲

事業の区分 積替え・保管行為を含まない 以下余白

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目、自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板及び廃ブラウン管を除く。）、燃え殻、汚泥（含水率40%以下のものに限る。）、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類、ばいじん以上10品目、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

特記事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1)平成14年3月4日新規許可
- (2)平成19年2月27日更新許可
- (3)平成24年2月28日更新許可
- (4)平成29年3月10日更新許可
- (5)水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る政令改正に伴い平成29年11月6日書換え交付

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無